８経営第 1264 号
令和８年８月 20 日

公益財団法人　農林水産長期金融協会
理事長　　金丸　康夫　殿

農林水産事務次官

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱等の一部改正について

この度、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成 24 年４月６日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知）及び東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成 24 年４月６日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、本事業の適正かつ円滑な実施につき御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

○農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年４月６日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表20（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）
１　株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金
（１）～（７）（略）

（８）令和８年度に融通されたもの
①～④　（略）

⑤　令和８年７月21日から令和８年８月19日までの間に融通されたもの
（略）

⑥　令和８年８月20日以降に融通されたもの
<table>
<tr><th>資金の種類</th><th>償還期限</th><th>実質負担利率の軽減幅</th></tr>
<tr><td>(1)、(3)、(4)、(9)、(14)</td><td>５年以下
５年を超え６年以下
６年を超え７年以下
７年を超え８年以下
８年を超え９年以下
９年を超え10年以下
10年を超え11年以下
11年を超え12年以下
12年を超え13年以下
13年を超え14年以下
14年を超え16年以下
16年を超え17年以下
17年を超え19年以下
19年を超え25年以下</td><td>２．００％
２．００％
２．００％
２．００％
２．００％
２．００％
２．００％
２．００％
２．００％
２．００％
２．００％
２．００％
２．００％
２．００％</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>５年以下
５年を超え６年以下
６年を超え７年以下
７年を超え８年以下
８年を超え９年以下
９年を超え10年以下
10年を超え11年以下
11年を超え12年以下
12年を超え13年以下
13年を超え14年以下
14年を超え15年以下</td><td>２．００％
２．００％
２．００％
２．００％
２．００％
２．００％
２．００％
２．００％
２．００％
２．００％
２．００％</td></tr>
<tr><td>(5)</td><td></td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td>(6)、(10)</td><td></td><td>２．００％</td></tr>
</table>
</td><td>
別表20（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）
１　株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金
（１）～（７）（略）

（８）令和８年度に融通されたもの
①～④　（略）

⑤　令和８年７月21日以降に融通されたもの
（略）

（新設）
</td></tr>
</table>

(7)、(8)、(11)、(12)、(13)、(15)		２．００％
(16)		成功判定区分が「高」の場合２．００％ 「低」の場合０．６０％

（※１）～（※10）　（略）

２　農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

（１）農業近代化資金

ａ～ｇ　（略）

ｈ　令和８年度に融通されたもの

①～④　（略）

⑤　令和８年７月21日から令和８年８月19日までの間に融通されたもの

（略）

⑥　令和８年８月20日以降に融通されたもの

財政融資資金金利	実質負担利率の軽減幅
３．２０％	２．００％

（２）農業経営負担軽減支援資金

ａ～ｃ　（略）

ｄ　令和８年度に融通されたもの

①～④　（略）

⑤　令和８年７月21日から令和８年８月19日までの間に融通されたもの

（略）

⑥　令和８年８月20日以降に融通されたもの

財政融資資金金利	実質負担利率の軽減幅
３．２０％	２．００％

（注）

１～４　（略）

（※１）～（※10）　（略）

２　農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

（１）農業近代化資金

ａ～ｇ　（略）

ｈ　令和８年度に融通されたもの

①～④　（略）

⑤　令和８年７月21日以降に融通されたもの

（略）

（新設）

（２）農業経営負担軽減支援資金

ａ～ｃ　（略）

ｄ　令和８年度に融通されたもの

①～④　（略）

⑤　令和８年７月21日以降に融通されたもの

（略）

（新設）

（注）

１～４　（略）

○東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年４月６日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表18（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）
１　株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金
（１）・（２）（略）

（３）令和８年度に融通されたもの
①～④　（略）

⑤　令和８年７月21日から令和８年８月19日までの間に融通されたもの
（略）

⑥　令和８年８月20日以降に融通されたもの
<table>
<tr><th>資金の種類</th><th>償還期限</th><th>実質負担利率の軽減幅</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>５年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>５年を超え６年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>６年を超え７年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>７年を超え８年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>８年を超え９年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>９年を超え10年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>10年を超え11年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>11年を超え12年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>12年を超え13年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>13年を超え14年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>14年を超え16年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>16年を超え17年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>17年を超え18年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td>(2)、(3)、(7)、(12)</td><td>５年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>５年を超え６年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>６年を超え７年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>７年を超え８年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>８年を超え９年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>９年を超え10年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>10年を超え11年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>11年を超え12年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>12年を超え13年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>13年を超え14年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>14年を超え16年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>16年を超え17年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>17年を超え19年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td></td><td>19年を超え28年以下</td><td>２．００％</td></tr>
<tr><td>(4)、(8)</td><td></td><td>２．００％</td></tr>
</table>
</td><td>
別表18（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）
１　株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金
（１）・（２）（略）

（３）令和８年度に融通されたもの
①～④　（略）

⑤　令和８年７月21日以降に融通されたもの
（略）

（新設）
</td></tr>
</table>

(5)、(6)、(9)、(10)、(11)、(13)		２．００％

（※１）～（※４）（略）

２　農業協同組合その他の金融機関から融通する資金
（１）農業近代化資金〈農業経営復旧・復興対策等〉
ａ・ｂ　（略）

ｃ　令和８年度に融通されたもの
①～④　（略）

⑤　令和８年７月21日から令和８年８月19日までの間に融通されたもの
（略）

⑥　令和８年８月20日以降に融通されたもの

財政融資資金金利	実質負担利率の軽減幅
３．２０％	２．００％

（２）農業経営負担軽減支援資金〈農業経営復旧・復興対策〉
ａ・ｂ　（略）

ｃ　令和８年度に融通されたもの
①～④　（略）

⑤　令和８年７月21日から令和８年８月19日までの間に融通されたもの
（略）

⑥　令和８年８月20日以降に融通されたもの

財政融資資金金利	実質負担利率の軽減幅
３．２０％	２．００％

（注）
１・２　（略）

（※１）～（※４）（略）

２　農業協同組合その他の金融機関から融通する資金
（１）農業近代化資金〈農業経営復旧・復興対策等〉
ａ・ｂ　（略）

ｃ　令和８年度に融通されたもの
①～④　（略）

⑤　令和８年７月21日以降に融通されたもの
（略）

（新設）

（２）農業経営負担軽減支援資金〈農業経営復旧・復興対策〉
ａ・ｂ　（略）

ｃ　令和８年度に融通されたもの
①～④　（略）

⑤　令和８年７月21日以降に融通されたもの
（略）

（新設）

（注）
１・２　（略）